

別表 手数料の額

(1) 認証手数料	
① 認証手数料	1種類につき 325,000円 (第9条関係)
② 再審査手数料	1種類につき 70,000円 (第30条関係)
③ 認証取扱業者において当該認証に係る事業の譲渡及び合併等があった時には、その事業の全部を譲り受けた事業者又は合併後存続する事業者等から、認証業務規程第23条により認証申請がされた場合、その認証手数料は(2)の①調査手数料と同額とする。	
旅費については、本会旅費規程に基づく交通費、日当及び宿泊料とする。	
(2) 調査手数料	
① 調査手数料	1種類につき 65,000円
2種類以降については、1種類につき 14,000円の加算とする。	
② 再調査手数料	1種類につき 65,000円
2種類以降については、1種類につき 14,000円の加算とする。	
③ 無通知で行う調査手数料	1種類につき 65,000円
2種類以降については、1種類につき14,000円の加算とする。	
ただし、③については、当分の間徴収しないものとする。	
旅費については、本会旅費規程に基づく交通費、日当及び宿泊料とする。	
(3) 臨時調査手数料	
① 臨時調査手数料	1件につき 65,000円 (第10条第2項)
② 再臨時調査手数料	1件につき 65,000円
旅費については、本会旅費規程に基づく交通費、日当及び宿泊料とする。	
(4) 専門講習会受講料	会場参加 1名につき 25,000円 (第11条関係) オンライン参加 1名につき 35,000円
(5) 交付手数料	1件につき 2,000円 (第11条関係) (財務諸表等の交付、認証證書の再交付及び専門講習会修了證書の再交付)
(6) その他	その都度定める。
(7)	一度に複数の工場調査をする場合の旅費の請求については、比例配分とする。
(8) 消費税	手数料には、別途消費税を加算する。ただし、旅費にかかる消費税は内税とする。

(参考) 本会が所管する農林物資の種類は、トマト加工品、ウスターソース類、醸造酢並びににんじんジュース及びにんじんミックスジュースです。